

国民に役に立つ マイナンバー制度へと改善するために

マイナンバーの利活用拡大のための検討タスクフォース
弁護士 水町雅子 提出資料 2022.11.9

1. 説明責任

- マイナンバーの目的をわかりやすく説明した上で、マイナンバーに対する国民やマイナンバーを業務上取り扱う者の不安・疑問に真摯に目を向け、説明責任を果たす
- 別添資料A 4-16頁 別添資料B19-20頁 ご参照

2. 国民に役立つサービスを

- ワンストップやプッシュ型のサービス企画において、ユーザエクスペリエンスを踏まえて、真に国民目線に立って国民に役立つサービスを。身近な日々の生活に役立つ意義・効果。
- 手続きがオンラインでできるだけではそこまで便利にならない。実際にサービスを利用する人が真に便利になるような企画を。子育てを例にすれば、子の年齢がわかれば予防接種や健診のお知らせ、問診票記入・予防接種費用補助・マル乳等医療証の手間削減、児童手当（申請及び現況届）、支援クーポンの配布、親の状況によって保育園・幼稚園・こども園の案内・利用料の引落口座登録の手間削減、おむつ替え・授乳室・児童館の場所案内など。
- マイナンバーカードを保険証にするのであれば、医療証や予防接種費用補助・接種券など、病院と一緒に持参すべき資料を統合しては？ 事実上の強制より役立つサービスを。保険証と運転免許証は、1枚になってもメリットがあるのか。多くの人が持っているカードをマイナンバーカードにするよりも、マイナンバーで人の生活が便利に・安全になるためには、という発想が必要では。
- コロナ関連申請でも、「ワンズオンリー」「添付書類削減」ができていない例があるので、政府でこれまで言ってきたことを地道に実践・実装すべき
- その他 別添資料A 17-26、36-38頁 別添資料B 3、7-13頁 ご参照

3. 行政の効率化を

- 社会保障・税・災害対策という立法当初から認められている3分野で、きっちり行政の効率化を
- 重点業務（ミスや過負荷が生じる業務）を正しく選定しマイナンバーの効果を発揮させる調査研究を国で行い、ガイドラインにまとめて、各自治体に横展開すべき。
- 別添資料A 28-32、36-38頁 別添資料B 18、21頁 ご参照

4. 災害時に役立つマイナンバーに

- 災害・防災の業務全体を俯瞰して、どうすれば迅速化したり支援強化できるかの観点から、どこでどうマイナンバー利用や情報連携するか検討しないと、コロナだけでなく水害・風害等でもマイナンバーは役に立たない
（別表第一事務・第二事務だけで、それができるわけではない）
- 立法時にガチガチにあまりに細かく特定しすぎたため、コロナなどの突発事態であっても、法改正しなければ使いづらい（使えない）事態に
- 別添資料B 4、22-28頁ご参照

5. 預貯金付番

- 国民の不安に真摯に目を向け、丁寧な国民的議論を。
- 「給付・引落とし口座とマイナンバーの紐づけ」と応能負担の話は明確に分けて情報発信を。
- 資産に応じた自己負担を実現するとしたら、その手段をいくつかの案で示し、メリット・デメリット、ベネフィット・リスクを明示すべきではないか。
- あくまで仮定の案だが、例えば
 - ①資産状況を全件ではなくランダム照会で確認する。識別子は氏名等（マイナンバー以外）。
 - ②資産状況を全件ではなくランダム照会で確認する。識別子はマイナンバー。
 - ③資産状況を全件確認する。識別子は氏名等（マイナンバー以外）。
 - ④資産状況を全件確認する。識別子はマイナンバー。
- 所得・固定資産・自動車であれば、マイナンバーの情報連携の仕組みで税・社会保障部局で利用可能と思われるが、金融資産については具体的に誰が情報を保持し、どのような仕掛けで連携するのか。各金融機関保持情報を個別照会？ 金融機関全体で一括DBを保持？ それによってリスク等も変わってくるのでは？
- 別添資料B 29-36頁 ご参照

別添資料A 「マイナンバー制度の改善のために必要なことは何か」

マイナンバー法平成30年改正に向けて水町にて2017-18年に作成した資料を基に改変

別添資料B 「コロナ禍でのマイナンバーを踏まえた改善案」

コロナ禍でマイナンバーが役にたたなかったため水町にて2020年に作成した資料を基に改変
別添資料A/Bの情報に古い部分がありましたら、申し訳ございません。